

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市移住・就業支援事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	東京23区在住者又は通勤者が市内へ移住し、中小企業等に就業した場合や起業した場合に補助金を交付する。
補助事業者	東京23区在住者又は通勤者等、申請の要件を満たす者
補助対象経費	—
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	2人以上の世帯（100万円 定額）、単身世帯（60万円 定額）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	定額
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	補助対象2組 5年以上の市内定住 ○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	令和元年6月24日
見直し時期	令和3年9月30日
補助終期	令和4年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） ホームページ等で募集する
事業担当（担当部署）	地域振興課 移住交流推進係
（電話番号）	0259-63-4152（直通）